

令和5年度相談支援従事者指導者養成研修会

## PG06 相談支援従事者の人材育成と相談支援の標準化

説明資料（他プログラムで掲載済のものを含む）

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課  
地域生活・発達障害者支援室

相談支援専門官 藤川 雄一

# 障害者相談支援におけるICTやAI等の活用の方向性

障害者等の相談支援に係る業務の質の向上や効率化に向けた取組



## 【現状と課題】

- 相談支援の質の向上のため、人材養成（教育システム）の充実と事業実施体制の整備を推進しているところ。
- 相談支援は、障害者等の望む暮らしの実現ため、ひとりひとり異なる心身や本人・家族を取り巻く環境等を考慮しながら多種多様な業務を行っている現状があり、個の重視を基本的視座のひとつに置いている【その観点に立ったテクノロジーの活用が必要】。
- そのためには、暗黙知（いわゆる職人芸）とされてきた相談支援の実践力が熟達してゆく過程等を可視化し、一定の業務の標準化項目を策定した上での活用が求められる。

## 体制・事業及び業務の実態把握

- 令和2年度障害者総合福祉推進事業  
「地域における重層的な相談支援体制整備に関する実態調査」
  - ・地域の相談支援体制の実態把握調査
  - ・業務把握のための業務コードの策定等
- 令和3年度障害者総合福祉推進事業  
「相談支援事業所及びその従業員の業務実態把握及び相談支援事業の在り方を検討する調査研究」
  - ・タイムスタディ、質問紙、ヒアリング等による業務実態把握 等

## 相談支援専門員による支援の可視化等

- 基礎的知見に係る調査研究 厚生労働科学研究（令和4年度～令和6年度）  
「サービス等利用計画の策定過程における相談支援専門員の思考や判断等の可視化及びアセスメント項目等の標準化のための研究」
  - ・相談支援専門員の熟達化過程、サービス等利用計画策定に係る思考過程の可視化、支援（業務）の判断根拠となるパラメータの抽出と標準化等
- 地域で支援を可視化・共有化するための体制整備
  - ・市町村は支援に関する検証の場の設置等、相談支援の充実強化の取組に関する体制を整備（第6期障害福祉計画）。
  - ・支援者支援や支援に関する検証の場の効果的な運営方法、従事する者の養成について調査研究を実施(令和元年度～令和4年度)

標準化項目の策定（支援とその記録、請求、支給決定等）

業務支援システム等へのシステム実装  
DB(ビッグデータ)、解析技術(機械学習、AI等)、ICT等の活用

質の向上・均てん化

業務の効率化・省力化



# 障害児者相談支援の今後にむけて

課題

相談支援の質の向上等

目指すもの

持続可能な  
地域生活の支援

【前提はインクルージョン】

(精神科病院や入所施設等からの)

地域移行

高齢化

障害の重度化

医療的ケアの必要な児者の増加

自然災害の増加

## 体制整備

- ・各相談支援事業における機能等強化
  - ・指定事業：報酬改定（基準改正等含む）
  - ・基幹相談支援センターの設置促進、中核としての機能の強化
- ・地域での多職種協働体制の推進
  - ・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者や他職種・他分野等との連携、協働
  - ・医療、福祉、労働等他分野との連携
  - ・重層的支援体制整備事業
- ・「地域づくり」の推進（「個から地域へ」を基盤としながらの）
  - ・協議会の活性化、相談支援事業所等の参画
  - ・インクルージョンも意識した地域の多様な資源へのアクセス・新たな取組
- ・地域生活支援の推進
  - ・地域生活支援拠点等の整備
  - ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

- ・実地教育(OJT)の推進
- ・地域での支援の検証(検討)の推進

権利擁護  
意思決定支援

- ・初任者・現任研修カリキュラム改定
- ・主任相談支援専門員創設（そのための養成研修含め）
- ・専門コース別研修の見直し、コースの追加

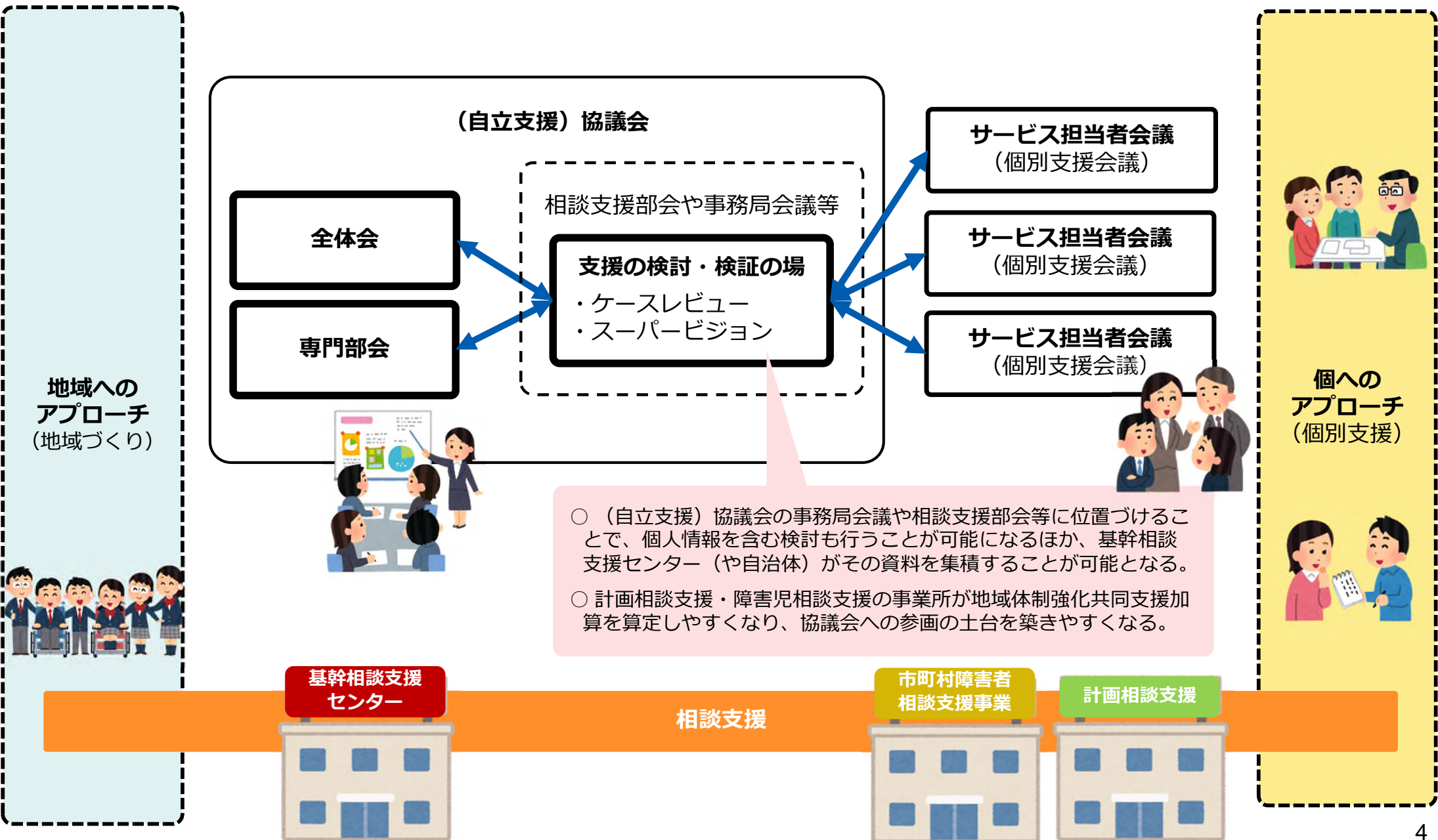
## 人材育成

障害者の尊厳の  
確保、社会参加  
等

共生社会の  
実現

# 地域の相談支援体制の強化に向けた取組と地域づくり（イメージ）

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではありません。



- (自立支援) 協議会の事務局会議や相談支援部会等に位置づけることで、個人情報を含む検討も行うことが可能になるほか、基幹相談支援センター（や自治体）がその資料を集積することが可能となる。
- 計画相談支援・障害児相談支援の事業所が地域体制強化共同支援加算を算定しやすくなり、協議会への参画の土台を築きやすくなる。

# 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制強化の取組

## 法律への明記 (障害者総合支援法77条の2第1項第3号)

「地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務」

## 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援

「助言・指導」の価値観の問い直し  
水平性の追求・支援者も本人主体

相談支援の質と中立公正性の地域での担保

### ○地域の相談支援従事者に対する助言等の支援

- 支援者支援
- 事業所支援
- 支援（業務）の検討・検証



支援の質の均てん化、向上

### 【協働の基盤】関係性の構築

- ① 共通の知識と認識（理解）のもと
- ② 共に考える

主任相談支援専門員養成研修+α

「相談支援の手引き（仮称）」

「地域でのOJT実施マニュアル（仮称）」

「相談支援従事者養成研修の実習実施（受入）マニュアル（仮称）」

自治体・基幹相談支援センターに発出するとともに活用法も丁寧に伝達することを検討中

### ① 支援の検討・検証の場の設置・運営

### ② 事業所の訪問等による事業所・相談支援専門員個別への支援

OJTが基本

スーパービジョンの重視

自治体・地域との協働

【現時点で参考となるもの】

- ① 令和3-4年度厚生労働科学研究「障害分野の研修及び実地教育（OJT）の効果の検証及び効果的な実施のための要因解明のための研究」
- ② 令和2年度厚生労働科学研究特別研究「相談支援専門員に対する実地教育に従事する者のコンピテンシーの検証」
- ③ 令和元年度厚生労働省委託事業「基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引」

## 基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

※令和6年4月1日施行

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。(法第77条の2第2項) **新**  
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
- **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする**施設**。 ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。

- ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
- ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務  
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)

個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)

### **新** ③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援

(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)

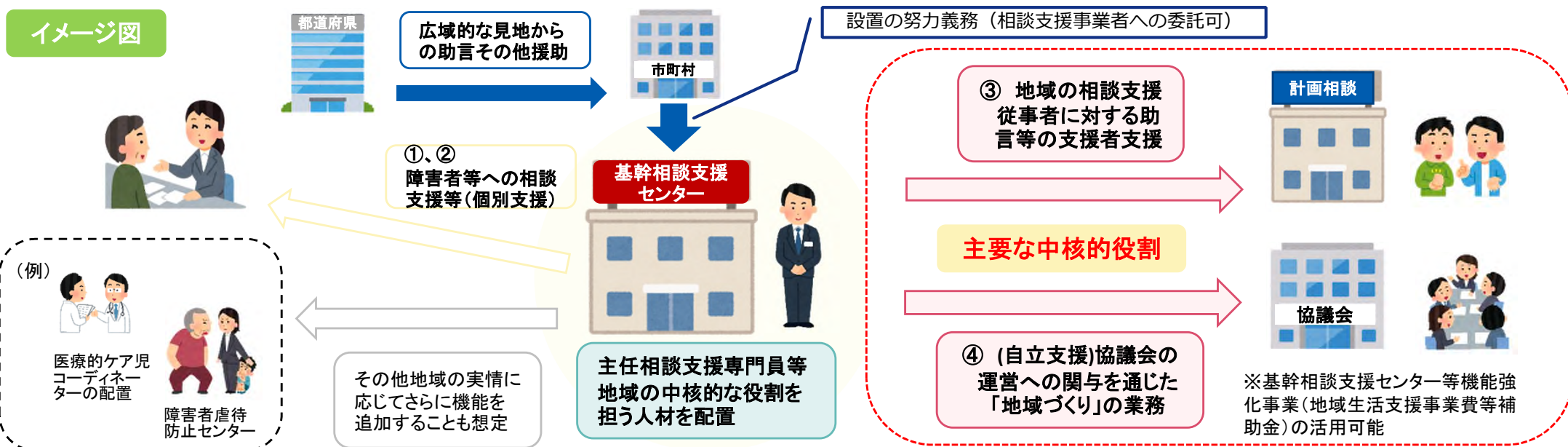
### **新** ④ (自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務

(89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務)

③④が主要な「中核的な役割」

※ また、**都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努める**ものとされている。(同条第7項) **新**

## イメージ図



# 地域に必要な相談支援の機能と事業の役割（イメージ）

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではない。

